**農林漁業施設資金（災害復旧）**

農林漁業施設、共同利用施設の災害復旧に要するための費用を日本政策金融公庫から長期・低利で借り入れることができる資金です。

■　対象者

・農林漁業を営む者

・農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、

土地改良区、土地改良区連合会、森林組合、森林組合連合会、

水産業協同組合等

* 資金使途

・災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業施設等の復旧を行うもの。

　・農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用

■　貸付限度額

　　負担額の８０％

* 貸付利率

0.16％～

（令和３年1２月20日現在、金利情勢により貸付利率は変動します。）

* 償還期間（据置期間）

15年以内（3年以内）

共同利用施設資金については20年以内（３年以内）

* 担保等

借受希望額・経営状況等により連帯保証人や担保が必要な場合があります。

* 問い合わせ先

日本政策金融公庫　大阪支店（農林水産事業）

（場所）〒530-0057　大阪市北区曽根崎2-3-5

梅新第一生命ビルディング８階

　 （TEL）06-6131-0752

[日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）のホームページへ（外部サイト）](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/shisetsushikin.html)